

## 衆議院議員定数訴訟にかかる偏差を用いた判決について

○平成19年6月13日 最高裁大法廷判決（H17年衆議院総選挙）【抜粋】

・古田佑紀裁判官 補足意見

私は、多数意見と見解を共にするものであるが、多数意見の説示中、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準であるとする点に関連して補足的に意見を述べておきたい。

いわゆる「1票の較差」の問題について、選挙権が個人の権利として付与されていることからして、選挙区間における相対的な最大較差の問題の重要性を否定するものではない。しかしながら、代表民主制における選挙が相対的に多数の得票を獲得した者を代表として選出するものであり、1人の選挙権の行使が直ちに特定の代表の選出の結果を導くものではなく、他の選挙権者の選挙権の行使とあいまって初めて特定の代表の選出という効果を生じさせるものであることはいうまでもない。この点において、普通選挙による代表民主制における選挙権は、等しく個人の権利とはいっても、自由権その他それ自体で個々に完結的な効果が予定される権利とは異なる面がある。「1票の較差」の問題はこの面に関する問題であって、「1票の較差」という見地から選挙制度の憲法適合性を考える上では、その選挙権者を含めて何人の者が1人の代表を持つことができるかが重要な問題といわなければならない。

この観点からすると、ある選挙区における議員1人当たりの人口（選挙人数を基準とすることも考えられるが、区割りが国勢調査による人口数を基準としているので、人口数を基準とすることとし、以下「選挙区人員数」という。）が全国の議員1人当たりの平均人員数（全国の人口数を選挙区選出議員の総数で除したもの。以下「基準人員数」という。）とどの程度かい離しているか、すなわち選挙区人員数の基準人員数からの偏差（以下単に「偏差」という。）が、選挙区間における相対的な較差と、少なくとも同程度に重要な問題といえ、区画審が平成12年国勢調査の結果に基づき区割りの改定案を作成するに当たって定めた「区割りの改定案の作成方針」においても、偏差を一定範囲にとどめることが基本とされている（1. 区割り基準(1)(イ)参照）。

相対較差と偏差の関係を見ると、両者の大小は一致することが多いとはいえ

るが、常に並行関係にあるものではない。例えば、選挙区人員数が基準人員数の0.95である選挙区と1.89の選挙区があった場合に、両選挙区間における相対較差は2倍未満にはなるが、後者の偏差は0.89に上ることとなり、また、反対に、選挙区人員数が0.51と1.01の選挙区があった場合も相対較差は2倍未満になるが、前者の偏差は0.49になる。このような選挙区割りには、普通選挙のコロラリーというべき人口比例の原則に著しく反するものであって、それが合理的とされる特段の事情がない限り、憲法に適合しないといわなければならないであろう。

そして、衆議院については、様々な点でその議決の優越性が認められている一方、解散の制度が設けられていることなどに照らせば、可能な限り正確に相対的な民意を反映することが要請されるどころ、衆議院議員選挙の小選挙区制度においては、個々の選挙区において相対的多数を獲得した1人のみを当選者として、その集積をもって議会を構成するものであることからすれば、その区割りに当たっては、できる限り偏差を小さくすることが憲法上強く求められているというべきである。

このような観点から考察すると、小選挙区制度においてある選挙区の偏差が著しく大きく、1個の選挙区とすることが比例原則の要請に反する場合には、相対較差のいかんにかかわらず、それ自体で憲法に適合しないというべきである。

憲法は議員定数の配分の在り方について明示的な規定を設けていないが、上記の点は当然の前提となっているものというべきである。そして、このような規定を設けていないのは、これがどのような選挙制度を採用するかにかかわること、機能を異にする衆参二院制の下において、それぞれの機能に応じ考慮される要素、又は考慮の程度が異なり得ること、政策が国民生活の広範な問題に及ぶことから、広く国民がそれぞれの生活を営む環境を踏まえて代表を選出できるようにすることが国全体としての適切な政策決定のため重要であり、そのための具体的な方策は立法にゆだねることが相当であることなどによるものと考えられるのであって、比例原則に著しく反する程度に至らない範囲では、その具体的な決定を国会の合理的な裁量にゆだねているものと解すべきである。

もっとも、このようにいうことは、偏差が上記の程度に至らないことをもつ

て常にこれが憲法に適合するとするものではなく、その程度に至らない場合であっても、裁量権の行使が著しく合理性を欠く場合や偏差がそれに近い選挙区数が多数に上り、そのために全体として比例原則に著しく反することとなる場合には、なお、そのような選挙区割りは憲法に適合しないというべきである。

以上のような観点から本件選挙について検討すると、本件選挙当時、その選挙区割りの前提とされる平成12年国勢調査の結果によれば、偏差が最大の選挙区は高知県第1区であって、その選挙区人員数は基準人員数の約0.64であり、一方、選挙区人員数が基準人員数より多い選挙区についてみると、偏差が最大のところは兵庫県第6区であって、選挙区人員数は基準人員数の約1.32であり、いずれも、1個の選挙区とすることが許容されない程度の人員数には至っておらず、それ自体で比例原則に著しく反するとまではいえないと考える。また、選挙区人員数が基準人員数の0.6台の選挙区は上記の高知県第1区など19選挙区、1.3台のそれは上記の兵庫県第6区など4選挙区であり、それぞれ全体を一つの母集団と見て、その人口を合計した上、これを基準人員数で除して、その母集団に配分されるべき議員数を計算すると、前者は約6人のプラスが生じていることになり、後者は約1人のマイナスが生じていることになるが、多数意見も指摘するように都道府県を単位として定数を配分することには合理性があること、衆議院においても議会の構成に可能な限り広く国民の意思が反映されるようにすることが相当であること、その属する都道府県単位で見れば、マイナスになる選挙区については割当てが多数のところであることに加え、実際の区割りにおいては不自然な分割を避けるなどの技術的要請があることからすれば、このような差を生じているとしても、本件区割規定が国会の立法裁量として合理性を著しく欠くとはいえず、また、比例原則に著しく反するとまではいえないと考える。

以上の点を踏まえた上で、多数意見に同調するものである。

(注) アンダーラインは事務局において付したものの